

○交番・駐在所連絡協議会実施要領の制定について

〔平成27年4月1日〕
〔例規甲（地企）第3号〕

交番・駐在所連絡協議会については、交番・駐在所連絡協議会実施要綱の改正について（平成25年9月30日付け、通達（地企）第96号。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、この度、警察署の実情に応じた効果的な交番・駐在所連絡協議会の開催を可能とするため、定期総会の開催回数を見直すことなどとし、交番・駐在所連絡協議会実施要領を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、旧要綱は、廃止する。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要領

第1 趣旨

この要領は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は警察官駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害の未然防止、被害の拡大防止及び回復、的確な検挙活動等を図るため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討及び協議するとともに、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の現実を図ろうとするものである。

第3 連絡協議会の設置及び組織

- 1 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。
- 2 連絡協議会は、委員及び運営担当者をもって構成するものとする。
- 3 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定するものとする。
- 4 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に判断するものとする。
- 5 委員の任期は、おおむね2年とし、再任を妨げないものとする。
- 6 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。
- 7 警察署長は、交番所長等を運営責任者として指定するものとする。
- 8 運営担当者は、隨時、委員その他の参加者方を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

9 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第4 単位連絡協議会

- 1 第3の1の定めにかかわらず、地域の特性に応じて所管区を分割し、又は複数の所管区を統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができる。
- 2 第3の2から9までの定めは、1の連絡協議会について適用するものとする。

第5 職種等連絡協議会

- 1 所管区等を単位とせず、職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められた場合は、第3の1又は第4の1の連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。
- 2 第3の2から9までの定めは、1の連絡協議会について準用するものとする。この場合において、第3の3中「職業、年齢、性別等を考慮して幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

第6 会議の開催

- 1 連絡協議会（第4の1又は第5の1に定める連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連續的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要が生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議は、組織の構成委員のほか、会議の議題等に応じ、随時地域住民、地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。
- 5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

第7 連絡協議会事項

連絡協議会は、地域住民に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡するとともに、意見及び要望を聴取し、相互に必要な検討及び協議を行うものとする。

第8 会則

各連絡協議会は、会則を制定するものとする。

第9 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる事項に配意して真に効果が上がるよう努めるものとする。

- (1) 警察署地域幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、本要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を行うこと。
- (2) 副署長又は次長は、必要な場合には、他係幹部等を会議に参加させ、又は支援させるなど組織的かつ適切な運営に努めること。

なお、副署長又は次長は、前段の措置を講じたときは署長に報告し、署長は、適切な運営を行うこと。

- (3) 警察署地域幹部は、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜、適切な運営に努めること。
- (4) 生活安全部地域課長は、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。

第10 報告

連絡協議会を開催した場合は、その都度、生活安全部地域課長を経由して開催結果を文書で生活安全部長に報告すること。